

弥富市建設工事等請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市が発注する建設工事等について、弥富市工事等指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）における指名競争入札の入札者及び随意契約の見積者の選定の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事
- (2) 設計、監理、調査、測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）

(発注基準)

第3条 各等級別の建設工事の発注金額の基準（以下「発注基準」という。）は、別表第1のとおりとする。

(選定基準)

第4条 建設工事及び委託業務について業者を選定しようとするときは、入札参加資格者名簿に登載された発注工事の種類及び委託業務の業種区分に対応する業者でなければならない。

2 建設工事の業者の選定は、発注基準に対応する等級に格付された業者の中から行うものとする。ただし、有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合は、1等級上位又は1等級下位の等級の業者から行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意して、適正に業者を選定しなければならない。

- (1) 工事（業務）施行能力
- (2) 経営規模
- (3) 履行中の契約件数及び契約高
- (4) 契約の履行実績（工事・業務成績及び技術力）
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等に関する情報

4 指名業者の選定に当たっては、市内業者を優先することができる。

(選定基準の特例)

第5条 建設工事が次の各号のいずれかに該当する場合は、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 特異な工事のとき。

(発注工事の設計業務に関連する業者の選定)

第6条 発注工事の実設計業務受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面等において関連があると認められる業者を、原則として選定することはしないものとする。

(指名業者数)

第7条 指名業者数は、建設工事については別表第2のとおりとし、委託業務については別表第3のとおりとする。

(選定の内申)

第8条 業者の指名選定は、次の各号に掲げる発注区分に応じ、当該各号に定める者の内申に基づき行うものとする。

- (1) 建設工事 財政課長
- (2) 委託業務 事業担当課長

(随意契約業者の選定)

第9条 随意契約の見積者の選定は、事業担当課長の内申に基づき、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適切に行うものとする。

(指名停止)

第10条 不誠実な行為をした業者があるときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は、委員会で決定するものとする。

2 前項の場合において、不誠実な行為を知ったときは、委員会で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。

2 弥富町工事等請負業者選定要領(昭和 57 年 5 月 27 日)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建設工事

業種 等級	設計金額			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	その他工事
A	2,000万円以上	1億円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
B	800万円以上 2,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	130万円を超え 1,000万円未満	130万円を超え 1,000万円未満
C	130万円を超え 800万円未満	130万円を超え 1,000万円未満		

別表第2（第7条関係）

建設工事

設計金額	指名業者数
2億円以上	12業者以上
3,000万円以上2億円未満	10業者以上
1,000万円以上3,000万円未満	7業者以上
130万円を超え1,000万円未満	5業者以上

備考 発注する工事の種類などによってこの表により難しい場合は、この限りでない。

別表第3（第7条関係）

委託業務

設計金額	指名業者数
2億円以上	12業者以上
3,000万円以上2億円未満	10業者以上
1,000万円以上3,000万円未満	7業者以上
50万円を超え1,000万円未満	5業者以上

備考 発注する業務の業種区分などによってこの表により難しい場合は、この限りでない。